



水辺の環境活動プラットフォーム

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室

2026年3月



水辺・海辺について、これまでの「保全」に加え、「活用」の観点も重視した新たな取組を進めています



PF会員の構成と会員メニュー

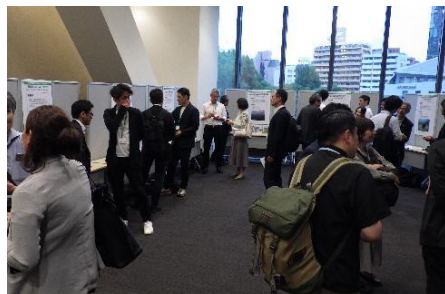
会員	行政、企業、団体、個人
会員メニュー	会員の基本情報の登録及び掲載
	良好な水環境等の保全・活用に関する取組の登録及び掲載
	会員主催イベント情報の登録及び掲載
	交流掲示板の登録及び掲載 募集します 支援します
	メールマガジンによるプラットフォーム活動等の情報受信等※

※個人会員はメルマガ受信のみ

★*プラットフォームでできること...

① 情報収集 情報交流

地域の関係者の
つながり促進



～地域の水辺・海辺・緑地・生きもの保全活動や、水辺を活用した取組をされている方、これから取り組んでいきたい方など、ぜひ会員登録・取組投稿をお願いします～

② 地域の水環境保全・活用の取組を閲覧できます

ウェブサイトコンテンツ

良好な環境を活かした地域づくり

- 水環境の保全と活用に関する活動を案内
- 名水づくり
 - 里海づくり
 - 観光地域づくり



身近な水辺の調査

- 多面的な水環境モニタリング活動を案内
- 全国水生生物調査
 - 水辺のすこやかさ調査(みずしるべ)



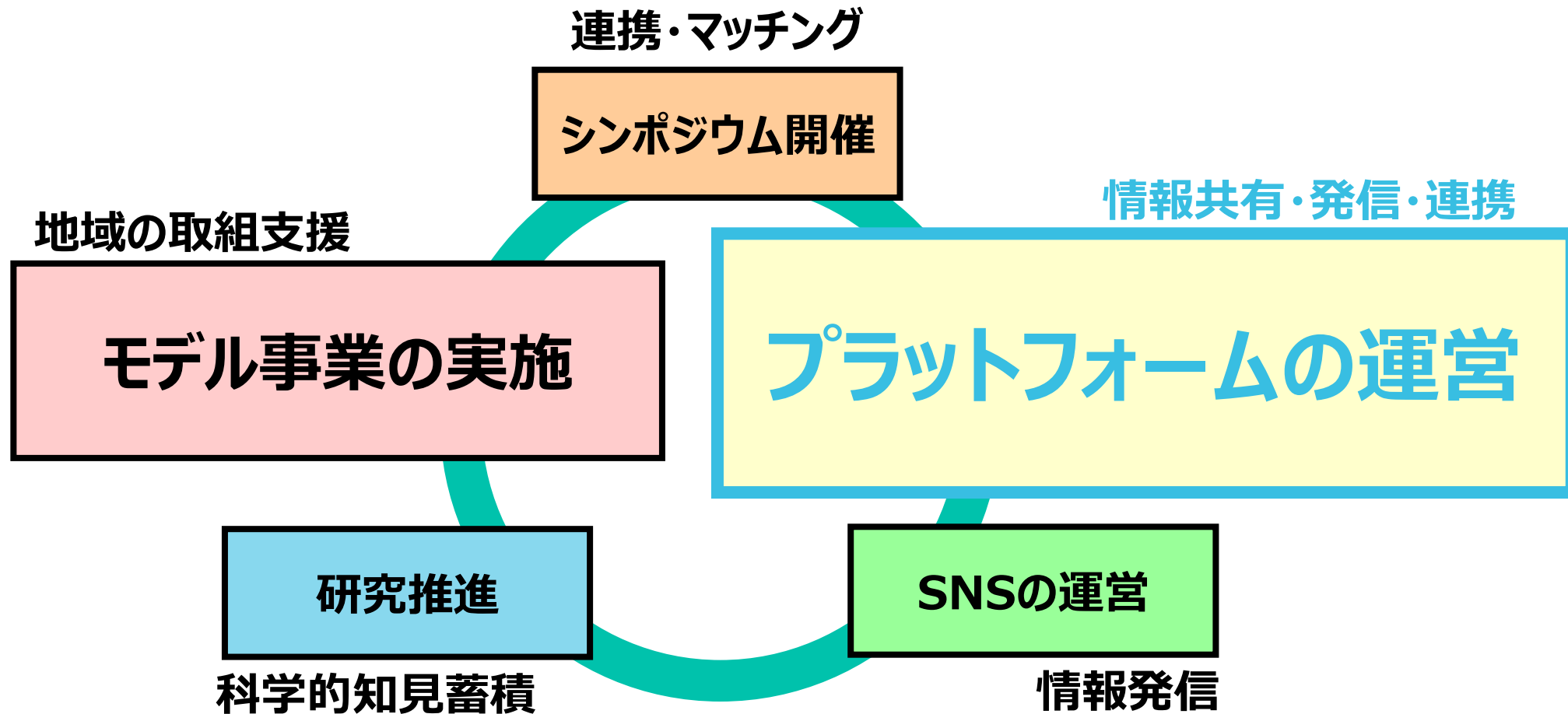
- PF会員登録はこちらから

水辺の環境活動プラットフォームウェブサイト：<https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/>



プラットフォーム立ち上げの背景や本プロジェクトの全体像

- 地域においては、良好な環境の保全・再生・創出に向けた取組が盛んになってきているものの、「その価値が地域内外で十分に認識されていない」、「高齢化等により、維持・保全に従事する人材が不足」、「自立的に保全・再生・創出を行うための資金が不足」といったことが課題となり、**持続可能な取組が多くない**。
- そのような課題を解決し、**持続可能な取組が増えるよう以下を実施し、地域を支援**。



モデル事業の実施



令和7年度

淡水エリアにおける
保全と利活用

良好な水環境保全・活用
モデル事業

沿岸エリア（里海）における
保全と利活用

戦略的「令和の里海づくり」
基盤構築支援事業

良好な環境を生かした
インバウンド観光地域づくり
（陸・海問わず）

良好な環境を活用した
観光モデル事業

令和8年度

良好な環境の創出・活用推進事業

① R7から継続

良好な水環境保全・活用
モデル事業

戦略的「令和の里海づくり」
基盤構築支援事業

良好な環境を活用した
観光モデル事業

環境本省にて引き続き実施。

※新規実施に関する公募は終了しました。

淡水～沿岸エリア（里海）における保全と利活用

② 新規

〇〇地方 令和の名水づくり・里海づくり地域支援事業

各地方環境事務所にて
実施。

※新規実施に関する公募は終了しました。

良好な水環境保全・活用モデル事業

○水環境の保全と活用により、豊かな水辺等の「良好な環境」を活かした**水辺の価値向上、地場産業の振興等の地域活性化**に繋げていくためのモデル事業を実施。

水辺の価値向上



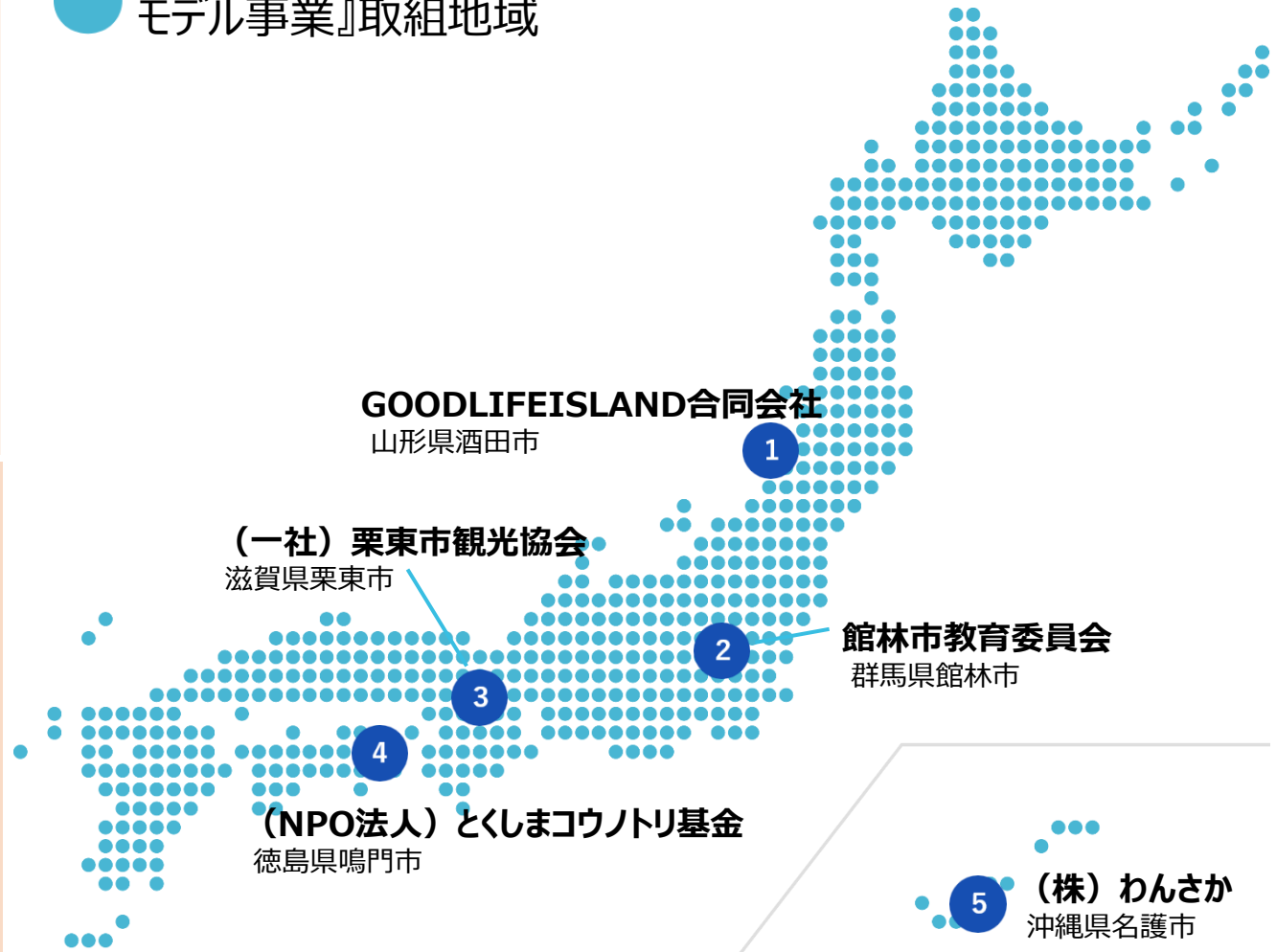
希少種のため池の水で育てた
ネイチャーポジティブ米

地場産業の振興



きれいで豊かな湧水を活用した
イワナの養殖事業

令和7年度『良好な水環境保全・活用
モデル事業』取組地域

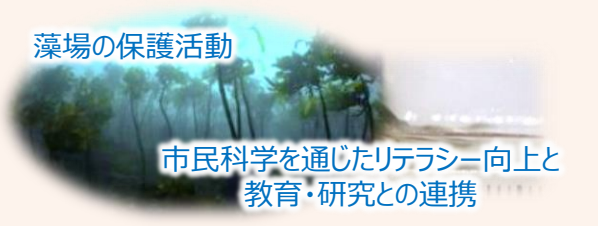


戦略的「令和の里海づくり」基盤構築支援事業

○ 「藻場・干潟の保全・再生・創出」と「地域資源の利活用による好循環」、さらに「多様な主体者との連携」を実行する「**令和の里海づくり**」を実現するための支援事業を実施。

藻場・干潟の 保全・再生・創出

藻場の保護活動



市民科学を通じたりテラシー向上と
教育・研究との連携

地域資源の利活用 による好循環



未利用・低利用魚を
使ったメニュー開発

環境に配慮した持続可能な
観光商材の開発

多様な主体の連携

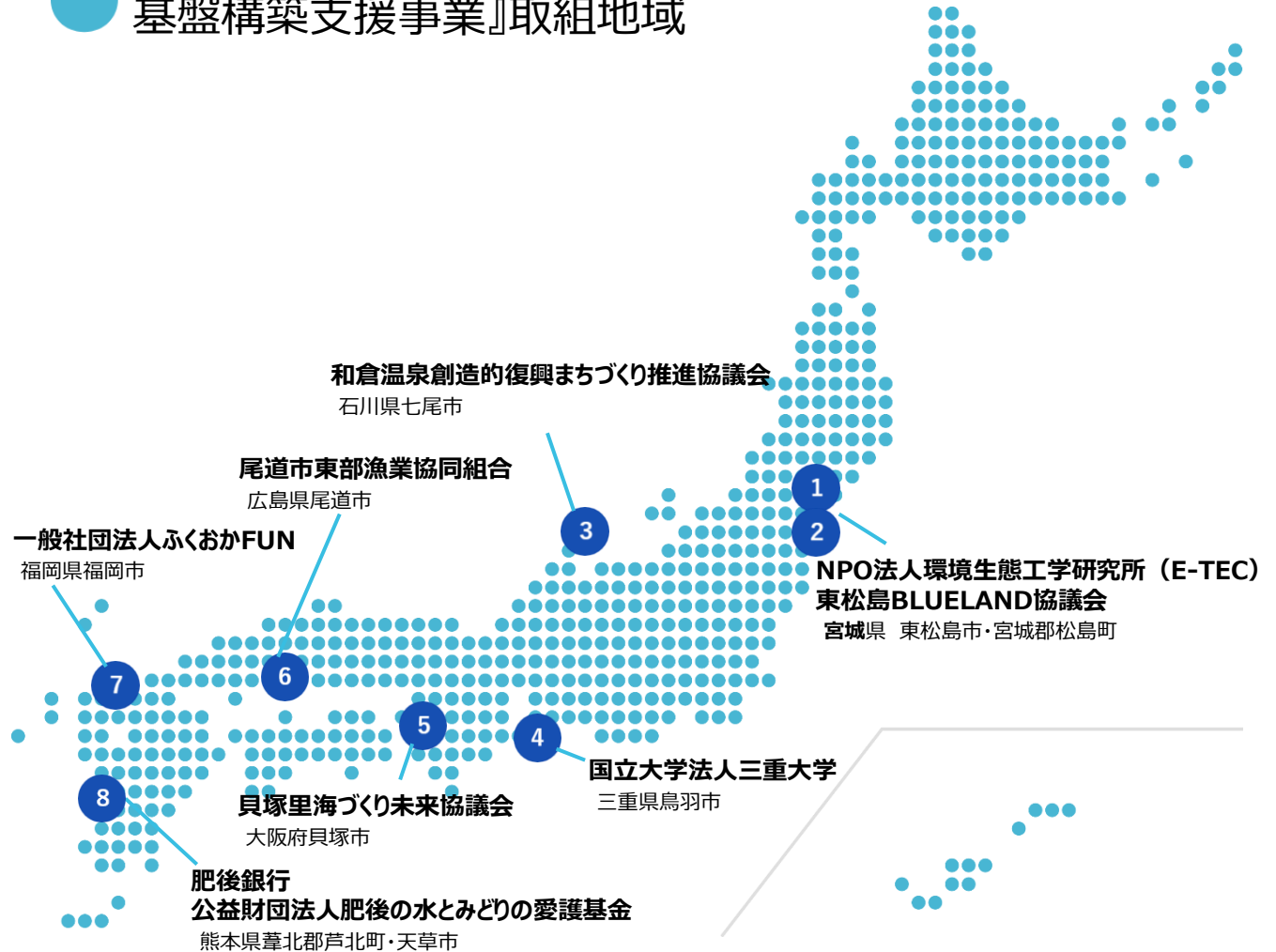


海に親しむ学びに始まる
海洋教育の実践

地域内外の関係者と連携



令和7年度『戦略的「令和の里海づくり」 基盤構築支援事業』取組地域



良好な環境を活用した観光モデル事業

○五感で感じる水や音、かおり等の良好な環境（自然共生サイト、ラムサール条約湿地等を含む）は、**歴史・文化等の主要な構成要素であり、日本独自のもの**。これら資源の活用・磨き上げ（戦略検討、多言語化、ツアー造成等）により、インバウンド誘客を促進し、**ウェルビーイングな観光地域づくり**を達成するためのモデル事業を実施。

【五感で感じる日本独自の「良好な環境」】



名水



音風景



かおり風景



自然共生サイト

インバウンド誘客に資する磨き上げにより、保全と活用が好循環する**ウェルビーイングな観光地域づくり**を達成



令和7年度『良好な環境を活用した観光モデル事業』取組地域



プラットフォーム・SNS・制度化に向けた検討に関する令和8年度の方向性

令和7年度

水辺の環境活動プラットフォーム

行政・企業・各種団体・個人等、計**579**者が参加
(2026年3月5日現在)

SNSの運用・発信

・Facebook、Instagram、Xの運用を開始



令和8年度

拡充・強化

水辺の環境活動プラットフォーム

- ・シンポジウムその他、オンライン会合等を開始し情報共有を活発化
- ・里海づくりネットワーク（オンラインセミナー、スタディツアー、里海づくり大賞、アドバイザー派遣など）の立ち上げ

SNSの運用・発信

- ・新たな企画を検討

新規

+ **制度化**に向けた検討

- ・中環審での議論をR7.12.25から開始

※新しい取組は水辺の環境活動プラットフォームwebサイト等でお知らせします！

- 令和7年6月の中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第17回）において、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査・審議するため、「**水環境制度小委員会**」の設置について了承。第1回小委員会を令和7年12月に開催。

■ 環境大臣から中央環境審議会への諮問理由

我が国においては、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、特定事業場に係る排水基準等を設定し、関係主体がそれぞれ必要な対応に取り組んできた結果、公共用水域等における水質は大きく改善された。また、水質汚濁防止法には有害物質のほか指定物質に係る制度などが設けられ、水質汚濁事故が発生した場合には、都道府県への届出がなされている。

一方で、地域における水環境に係る課題は多様化しており、物質の特性や地域の実情に応じた水環境の管理が必要とされている。

さらに、第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)において、良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺等の保全により地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくりに資する総合的な水環境管理を目指すための取組等を実施することとしている。

こうした状況を踏まえ、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

【主な論点として想定している事項】

今後の水環境行政の在り方

良好な環境の創出

多面的モニタリング

災害等による水質汚濁事故へ備え

★★小委員会資料はこちらから



今後の水環境制度の展開について（方向性のイメージ）

昭和の時代

水質汚濁対策が
喫緊の課題



泡立ち、臭気を
放つ川

ゴミが目立つ川
や海岸

平成の時代

水質は改善



汚濁対策が必要な
水域は一部残ってい
るが、多くの水域で
水質が改善



環境基準（生活環
境項目）の達成率
は、20年程度ほとん
ど横ばいで推移

令和の時代

良好な水環境の
創出



水質のみならず、水生
生物や景観など幅広い
観点から良好な水辺を
目指す



地域ニーズを踏まえ、
地場産業・地域づくり
など、「保全」に加え、
水辺の「活用」の観点
を取り入れ、多くの主
体を巻き込む

環境基準の創設

排水基準、排水規制の創設

BOD/CODを中心とした
モニタリング

水生生物保全環境基準、底層溶存
酸素量など新しい制度を取り入れて
きたが、基本的には公害時代の制度
をそのまま引き継いでいる

これまでの汚濁対策の制度を
ベースとしつつ、良好な水環境
の創出を目指す制度へ発展

水環境制度の見直しの方向性

- 水質汚濁に係る環境基準について、過去20年程度、高い達成率で推移するなど、公共用水域の水質は改善
- 水環境について、地域のニーズ（海域の栄養塩類の管理、良好な水環境の創出と利活用等）が多様化し、国民の水環境への満足度は必ずしも高くない状況
- 気候変動による豪雨の増加等を踏まえ、水質事故への対応を推進
- 脱炭素、生物多様性、流域総合水管理などの政策を踏まえた対応を検討

【検討項目1】

良好な水環境の創出に向けた対応

- 水辺を保全・活用した地域づくりなど、**良好な水環境の保全と活用を促進**する制度の導入を検討
- 「水質」のみではなく、「景観」、「水生生物」など**多面的なモニタリング**の制度を検討

【検討項目2】

水質汚濁事故対策の推進

- 豪雨の増加等を踏まえ、汚濁の流出事案への対応を推進
- 水道行政と環境行政の連携強化

【検討項目3】

その他の水環境行政の方向性

従来からの水環境行政の基本である、環境基準、測定・分析方法、排水規制などの制度の枠組みについて、将来の方向性を議論

【専門委員会で審議中】

総量「管理」制度への転換 栄養塩類管理制度の導入

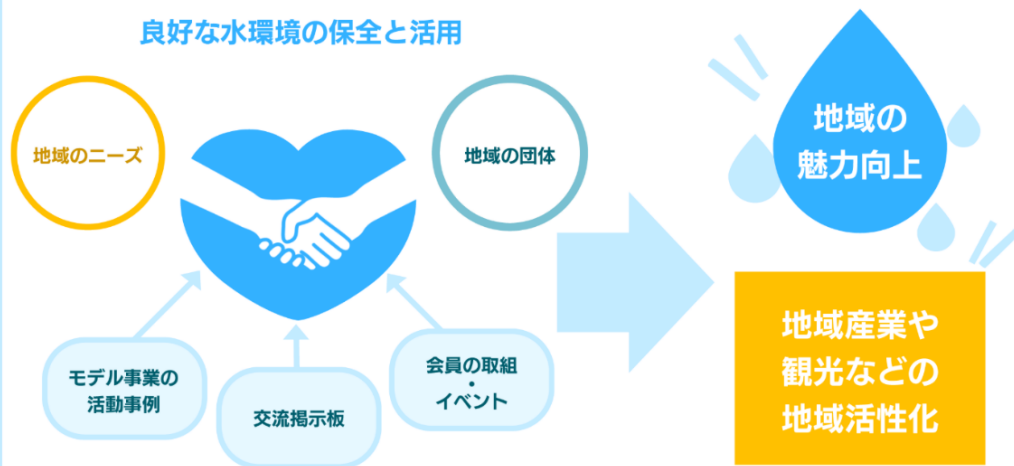
閉鎖性海域の水質対策を担ってきた水質総量削減制度において、**海域の状況に応じたきめ細やかな水環境管理に向けて、栄養塩類管理を可能とする制度の導入**を検討

本小委員会にて審議

第10次水質総量削減の在り方について、**中環審 総量削減専門委員会**において審議中

水辺の環境活動プラットフォーム

良好な水環境の保全と活用



● 情報収集・情報交流

● つながり促進

● 地域の水環境保全・活用の取組を **閲覧可**

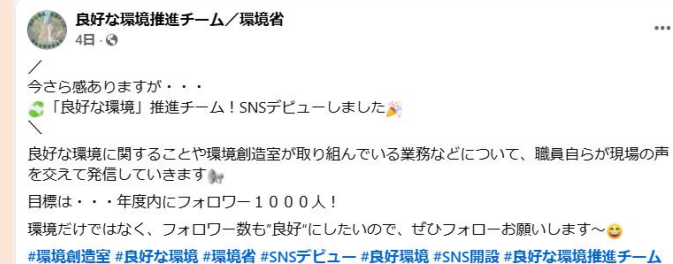
行政・企業・各種団体・個人等、計 **579** 者が参加
(2026年3月5日現在)

★★ 会員登録はこちらから

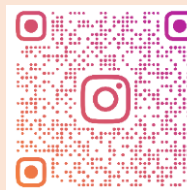


環境創造室公式アカウント 「良好な環境」推進チーム【環境省公式】

Facebook



Instagram



X



最新情報をいち早く知りたい方
ぜひ御登録 & 多くのいいね・フォローをお願いいたします!!

